

松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】 李 賢珠

【所属】 (助成決定時)筑波大学大学院 人文社会科学研究科

【研究題目】 日韓の外国人労働者政策に関する比較研究

【研究の目的】

国共を越えた労働力の移動が盛んである今日、この現象への対応において、日本と韓国は極めて興味深い対照事例である。両国は共に同質的な文化を支持し、外国人労働者を受入れることなく、戦後の高度経済成長を成し遂げたが、1980年代後半の深刻な人手不足を背景に、政策の不在の中で外国人労働者が実態として増えた。そこで日・韓両国は、若干の時間差があるものの、非常に類似した政策を当初採用し、その後分岐したのである。つまり日本は、既存の制度の綻びを認識しつつも、制度枠内での手直しに留めた一方で、韓国は日本のモデルから決別し、新たな局面に入っている。それがいかなる政治経済的な事情によるものなのか。どのような政策形成を辿ったのか。両国では、異なる社会的帰結がもたらされるのか。日韓の外国人労働者政策の比較考察を通じて、上の問題を明らかにすることが、本研究の目的である。

【研究の内容・方法】

本研究は、日本と韓国の外国人労働者政策を対象とし、比較考察を試みるものである。分析期間は1980年代後半から現在までとする。日本側の1989年における「出入国管理及び難民認定法」の改正内容は、外国人労働者の受入れは専門的・技術的分野に限定し、「単純労働者」の受入れを原則的に禁じたものであり、韓国側の1992年における韓国の「出入国管理法」の改正内容に対応する。そして日本の「研修技能実習制度」は、韓国の「産業研修・研修就業制度」にほぼ一致している。しかし日本の制度を模倣したとされる韓国の「産業研修・研修就業制度」は、その運用のなかで人権問題などが露呈したために、2000年以降、韓国当局は状況の改善のために政策の転換を試みた。2004年には公的な受入れ制度である「雇用許可制」を導入し、2007年には「産業研修・研修就業制度」を廃止、「雇用許可制」に統合している。一方、日本は「単純労働者」には門戸を開放せず、日系人の受入れに加え、研修技能実習制度の対象拡大を通じて、「非公式的」に外国人「単純労働者」を導入している。2009年入国管理法の改正法案のなかでも、研修・技能実習制度は維持されている。以上の内容に関して第一に、日韓の関連資料・データを包括的に収集、整理する。第二に、両国の政策年表、外国人労働者の受入れ状況、経済社会状況(産業別経済指標、労働市場データ、人口データ、地域データなど)について、特に本研究の目的にもとづいて加工した上で、その異同についての分析を試みる。第三に、文献研究を中心に行うが、文献研究を補完するためにインタビュー調査を実施し、両国の政策関係者を中心として、政策過程の詳細な経緯を把握する。

【結論・考察】

外国人労働者問題が喫緊の政策課題として浮上する今日において、日本と韓国の対応はそれぞれの社会のあり方に起因するともいえる。しかし両国の外国人労働者の受け入れをめぐる政策過程を見る限り、政策決定の特徴が浮き彫りになる。韓国において政策転換を可能ならしめたのは、外国人労働者自らの抵抗運動、またそれを支持する市民団体の政治への働き、主務官庁である労働部の積極的な制度推進、人権問題を意識した大統領のイニシアチブがあったからである。特に、民主化以降成長を重ねてきた市民団体の役割は大きかったといえよう。日本においては程度の差はあれ、類似した制度の問題を抱えながらも変化しないのはこれらの要素の不在が一つの要因として明らかになった。今後精緻な分析が課題として残されている。